

市有財産一時貸付契約書（案）

- 1 件名 市有財産（川崎市立川崎病院におけるデジタルサイネージ案内板設置運営場所）一時貸付け
- 2 貸付物件 「川崎市立川崎病院におけるデジタルサイネージ案内板設置運営事業 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- 3 貸付料 ●●●, ●●●円/月（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
に消費税及び地方消費税を乗じた額
- 4 貸付期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 個別条件 仕様書のとおり

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、仕様書に基づき、貸付人と借受人との間において、「川崎市立川崎病院におけるデジタルサイネージ案内板設置運営事業 一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

病院事業管理者 金井 歳雄

借受人 住 所

氏 名